第十号の三様式記載上の注意⑹中ａをｂとし、ｂの前に次のように加える。

ａ　前計算期間の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日までに特定関係法人の異動（特定関係法人であった法人が特定関係法人でなくなること又は特定関係法人でなかった法人が特定関係法人になることをいう。）があった場合には、その旨を記載するとともに、当該異動に係る特定関係法人に関する事項を第四号の三様式「記載上の注意」⑽ｂ及び同様式第三部中「第４　関係法人の状況」の「２　その他の関係法人の概況」に準じて記載すること。

第十一号様式記載上の注意⑹ａ、第十一号の二様式記載上の注意⑺及び⑻、第十一号の四様式記載上の注意⑼ａ及び⑾並びに第十二号様式記載上の注意⑻ａ及び⑽に次のただし書を加える。

ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

第十二号の五様式記載上の注意⑵⑴中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この様式において「財務諸表等規則」という。）」を「財務諸表等規則」に改める。

第十二号の五様式記載上の注意⑷ａ及び第十三号の六様式記載上の注意⑷ａに次のただし書を加える。

ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

第十六号様式記載上の注意⑵、第十八号様式記載上の注意⑴、第二十二号様式記載上の注意⑴、第二十二号の二様式記載上の注意⑴、第二十四号様式記載上の注意⑴及び第二十四号の二様式記載上の注意⑴中「この」を削る。

第二十五号様式記載上の注意⑴ｂ中「このｂ」を「ｂ」に改める。

第二十五号の二様式記載上の注意⑴ｂ中「このｂ」を「ｂ」に改め、同記載上の注意⑴ｆ中「このｆ」を「ｆ」に改める。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第七条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び第十条の二第一項第十二号において同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

第十条第一項第二号中「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する」を削る。

第十条の二第一項第十二号中「（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「同項第十一号」を「法第二条第一項第十一号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百五条第一号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨

第二百四十四条の二の次に次の一条を加える。

（資産運用会社の利害関係人等の範囲）

第二百四十四条の三　令第百二十三条第四号に規定する内閣府令で定める者は、当該資産運用会社の主要株主（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。）とする。

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第九条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第四号ニ中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

第十一条第四号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削る。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第十条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二第一項第四号ニ中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第一号中「厚生年金基金」の下に「（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。）」を加える。

第七十九条第三項中「第八十二条第一号に掲げる事項」の下に「、第九十二条の二第一項第三号に掲げる事項（その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分（法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利をいう。以下同じ。）のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるものの売買その他の取引に係るものである場合に限る。）」を加える。

第八十七条第一項中「法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（以下「出資対象事業持分」という。）」を「出資対象事業持分」に改める。

第八十八条第一項第二号中「名称及びその主な内容」を「有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容」に改める。

第九十二条の二第一項に次の三号を加える。

三　事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性及び当該特性を理解した上で投資を行うべきである旨

四　出資対象事業に係る資金の流れに関する次に掲げる事項

イ　事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の使途の具体的な内容及び当該金銭その他の財産の各使途への配分に係る方針

ロ　事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割

五　事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称